

金融商品取引法における 課徴金事例集～開示規制違反編～

平成25年6月
証券取引等監視委員会事務局

目次

I	はじめに	1
II	開示規制違反の傾向	
1	課徴金納付命令勧告の傾向	3
2	開示規制違反の手法の傾向	8
III	開示書類の虚偽記載に関する個別事例	
1	売上高に関する虚偽記載	10
	【事例1】架空売上の計上	11
2	売上原価に関する虚偽記載	14
	【事例2】リベートの過大計上	15
3	販売費及び一般管理費に関する虚偽記載	18
	【事例3】営業関係費等の過少計上	19
4	営業外利益に関する虚偽記載	22
	【事例4】社債評価益の過大計上	23
5	営業外費用に関する虚偽記載	26
	【事例5】貸倒引当金の過少計上	27
6	特別利益に関する虚偽記載	30
	【事例6】匿名組合清算配当金の過大計上	31
7	特別損失に関する虚偽記載	34
	【事例7】貸倒引当金繰入額の過少計上	36
	【事例8】営業出資金名目の用途不明金に係る損失の不計上	38
8	資産に関する虚偽記載	42
	【事例9】投資有価証券の過大計上	44
	【事例10】のれんの過大計上	49
9	負債に関する虚偽記載	52
	【事例11】未払金の過少計上	53

IV	開示書類の不提出に関する個別事例	
	【事例 12】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出	56
	【事例 13】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出	59
V	開示検査の結果行われた自発的訂正	62
VI	参考資料（課徴金制度について）	
	1 金融商品取引法における課徴金制度の沿革	64
	2 課徴金額の算定方法等	65
	3 課徴金の減算措置	71
	4 課徴金の加算措置	71

I はじめに

金融商品取引法における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって資本市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

証券取引等監視委員会では、このような制度の趣旨を踏まえ、平成17年7月以降、金融商品取引法の規定に基づき開示検査を行っている。検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告を行っている。また、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

本書は、適正な開示に向けた市場関係者の自主的な取組を促す観点から、開示検査の傾向や開示検査で確認された不適正な会計処理等の概要を取りまとめたものである。このような事例集は、平成20年6月以降、「金融商品取引法における課徴金事例集」として、他の課徴金事例も含めて一冊にまとめてきたところであるが、今回の改訂では、事例の性質に応じて、開示規制違反に関する課徴金事例集（本書）と不公正取引に関する課徴金事例集の二冊に分けて公表することとした。

証券取引等監視委員会としては、本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

(注1) 第Ⅲ章及び第Ⅳ章では、これまでに証券取引等監視委員会の勧告に基づき課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した個別事例のうち主なものを掲載している。

(注2) 各事例の紹介に当たっては、事案の背景やイメージ図を参考までに掲載しているが、これらは開示書類の提出者や投資家等にとって分かりやすいものとなるよう、実際の事案を簡素化している部分があることに留意されたい。

(用語の定義)

- ・「法」：金融商品取引法
- ・「旧法」：平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法
- ・「施行令」：金融商品取引法施行令
- ・「企業開示府令」：企業内容等の開示に関する府令
- ・「課徴金府令」：金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
- ・「旧課徴金府令」：平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
- ・「他社株府令」：発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
- ・「東証」：東京証券取引所
- ・「大証」：大阪証券取引所
- ・「札証」：札幌証券取引所
- ・「名証」：名古屋証券取引所

II 開示規制違反の傾向

1 課徴金納付命令勧告の傾向

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反等について平成25年5月31日までに73件の課徴金納付命令勧告を行った。内訳は「開示書類の虚偽記載等」に対するものが69件、「開示書類の不提出」に対するものが3件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件である。

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳 (単位: 件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	2	69
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	1	34
両方の虚偽記載	1	3	5	2	8	6	3	1	29
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	3
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	2
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成25年度は5月31日まで。

開示規制違反等に対する課徴金額の合計は、66億1,463万9,980円である(年度別の合計は表2)。個別事案における課徴金額の最高額は、平成20年6月19日に有価証券報告書等の虚偽記載に対して課した15億9,457万9,999円である(内訳は、発行開示書類に係る額が15億7,915万円、継続開示書類に係る額が1,542万9,999円)。

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3,333万円	22	18億7,981万9,994円
19	6,684万9,997円	23	5億6,925万円
20	19億1,390万9,997円	24	7億2,174万9,994円
21	7億1,147万9,998円	25	1億1,825万円

(注1) 課徴金額は勧告時点のもの。

(注2) 平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額1億2,073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(1) 開示書類の虚偽記載等

① 違反行為者（発行者である会社）の市場別分類（表3）

違反行為者を市場別に分類すると、本則市場 37 件に対して、新興市場 39 件となっている。本則市場の上場会社数は新興市場の上場会社数の 3 倍以上であることも踏まえると、新興市場における勧告率が相当に高い結果となっている。

具体的な事情は様々であるが、一般的に、新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景となっている。

(表3)

(単位：社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
東証計	1	5	3	4	12	2	5	1	33
東証1部	1	4	2	2	4	0	1	1	15
東証2部	0	1	0	0	1	0	1	0	3
マザーズ	0	0	1	2	7	2	3	0	15
大証計	3	4	8	4	5	3	3	2	32
大証1部	1	1	2	0	2	0	0	1	7
大証2部	0	0	2	1	0	1	0	0	4
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	3	1	21
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	4
名証1部	1	0	1	1	0	0	0	0	3
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	0	1
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	2	37
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	1	39
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	3	76

(注) 1 個人による虚偽記載は含まない(表4、表5において同じ)。

2 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

3 平成25年1月1日に東証と大証が合併し、日本取引所グループが発足した。

② 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（表4）

違反行為者の業種別の内訳では、情報・通信業（15件）、卸売業（10件）、サービス業（9件）において、勧告件数が多くなっている。

情報・通信業における15件の勧告のうち9件では、ソフトウェアやライセンス等の無形固定資産、また、サービス業や食料品の業種では、著作権やエリア営業権といった無形固定資産が不適正な会計処理に利用されていた。無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。

（表4）

（単位：社）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	0	15
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	10
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	0	9
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	5
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	2
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	2	64

（注）業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

③ 違反行為の科目別分類（表5）

違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益（20件）、資産（15件）、売上高（15件）において、勧告件数が多くなっている。

特別損失の科目では、貸付金等の債権につき適切な評価を行わないことによる貸倒引当金の不計上・過少計上等が多く確認されているが、中には架空の支出項目（架空のソフトウェアの購入名目等）を発生させることにより、本来の目的（役員による私的流用等）を隠蔽しようとする悪質な事例もあった。

なお、各科目における不適正な会計処理の態様等については、後掲「Ⅲ 開示書類の虚偽記載に関する個別事例」を参照されたい。

（表5）

（単位：件）

年 度	22	23	24	25	計
売上高	7	5	3	0	15
売上原価	0	1	1	0	2
販売費及び一般管理費	2	1	0	1	4
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	2
特別利益又は特別損失	9	6	5	0	20
資 産	5	4	4	2	15
その他	0	0	1	0	1
年度別計	24	17	14	4	59

（注）複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

(2) 開示書類の不提出

開示書類の不提出に係る課徴金納付命令の勧告は、これまで3件行われているが、大別すると次の2つの類型に分けられる。

① 届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに募集を行い、有価証券を取得させた事案（無届募集）

これまでに、届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに有価証券の募集を行い、有価証券を取得させたことによって課徴金納付命令の対象となった事案は2件である。

※ 違反行為者はいずれも非上場企業である。

② 継続開示書類を提出期限内に提出しなかった事案

これまでに、継続開示書類の不提出によって課徴金納付命令の対象となった事案は1件である。

※ この発行者は、「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって東証1部の上場廃止基準に抵触し上場廃止となっている。

(3) 公開買付開始公告の不実施

公開買付けによって株券等の買付け等を行う際、公開買付開始公告（公開買付けの目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間などを記載した公告）を行わずに買付けを行ったことに対して、これまでに1件の事案に対して課徴金納付命令勧告を行っている。

2 開示規制違反の手法の傾向

不正な会計処理に用いられる具体的な手法は様々であるが、検査においてしばしば一定のパターンが観察されることがある。以下は、有価証券報告書等の虚偽記載について、最近の開示検査で把握された主な不正の手法である。

- 不適切な会計処理の隠蔽を図るため、海外子会社や海外ファンドが利用されるケース。粉飾の仕組みを複雑化させ、また国境を跨ぐことにより正確な実態の把握を困難とさせることにより、長期間にわたって不正が表面化しないことがある。
 - ・ 含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上を先送りするため、海外に連結対象外のファンドを組成し、当該投資有価証券等を当該ファンドに簿価で買取らせることによって損失の簿外処理を行っていた。（【事例9】参照）
 - ・ 海外ファンドに資金を送金し、当社において営業出資金として資産計上しつつ、当該資金を当社役職員に対して秘密裏に還流させていた。（【事例8】参照）
- 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケース。企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行えているか、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。
 - ・ 海外子会社において、厳しい収益目標を達成するため、実態を伴わない売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた。
 - ・ 海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が過少に計上されていた。（【事例3】参照）
 - ・ 海外子会社において、売上高の計上を根拠付ける証憑の管理が杜撰な状態で、売掛金や棚卸資産が計上されていた。
- 経営者や取締役等の会社幹部が主導して不適切な会計処理が行われるケース。特に新興企業では、会社幹部の発言力が大きく管理部門が弱い傾向があり、会社幹部に対する牽制が機能していないなどの内部統制上の問題を抱えていることがある。
 - ・ 役員が会社の財務・会計システム上のデータを改ざんして、取引先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上することで、売上原価を圧縮させて業績を良く見せていた。（【事例2】参照）

- ・ 代表取締役が主導して役員や知人に対して貸付けを行ったものの、当該貸付取引に係る債権の回収可能性を十分に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。（【事例7】参照）
- ・ 代表取締役が主導して、実質価額が著しく低下した株式を簿価で第三者に売却したように形式を整えることで減損を適切に計上せず、また、同株式の買取りのために当社が貸し付けた資金に対して、適正に貸倒引当金を計上していなかった。

Ⅲ 開示書類の虚偽記載に関する個別事例

1 売上高に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 架空売上の計上、売上の過大計上

- ・フランチャイズ権を付与する名目で、実体のない取引を行って売上を計上した。
 (【事例1】参照)
- ・経済実態のないコンサルティング契約を締結して、売上を計上した。(【事例10】参照)
- ・実際には譲り受けていない不良品の棚卸資産を、修理して売り上げたように装って売上を計上した。
- ・複数の協力会社との間で、架空のコンサルティング料や匿名組合出資を通じた不正な資金循環取引を行い、売上を計上した。
- ・見積書や契約書を偽造して、売上を計上した。
- ・長期請負工事において、工事進行基準により収益認識している建設会社が、実際発生原価を過大に計上し、工事進捗率をかさ上げすることによって、売上を過大に計上した。

(2) 売上の前倒し計上

- ・取引先とは交渉中であつたにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・取引先から預かった印章を用いて虚偽の証憑類を作成し、売上を前倒して計上した。
- ・出荷基準により売上を計上している会社が、棚卸資産の出荷前に出荷が完了しているかのように虚偽の運送記録を作成し、売上を前倒して計上した。

(3) 売上の取消し処理の未済

- ・注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例 1】 架空売上の計上

1 本事例の特色

本件は、特定の地域で店舗を開業・経営するための非独占的な営業権等のライセンス（「フランチャイズ権（FC権）」）を付与する名目で実体のない取引を行い、架空売上等を計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は12億900万円以上の損失であったにもかかわらず、これを9億4,200万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成24年度勧告）

2 発行者である会社

食料品、大証ジャスダック上場（同取引所による審査の結果、上場廃止）

3 事案の概要

当社は、ラーメン店をチェーン展開しており、フランチャイズ店に食材や商材を販売する事業及び飲食店を運営する直営店事業等を行っていたが、以下の2つの取引において架空売上を計上した。

(1) 当社は、当社の代表取締役（x氏）の主導の下、ラーメン事業を事業化する計画を持たないA社に対して、米国西海岸におけるフランチャイズ権を付与する名目で架空の取引を行い、売上を計上した。

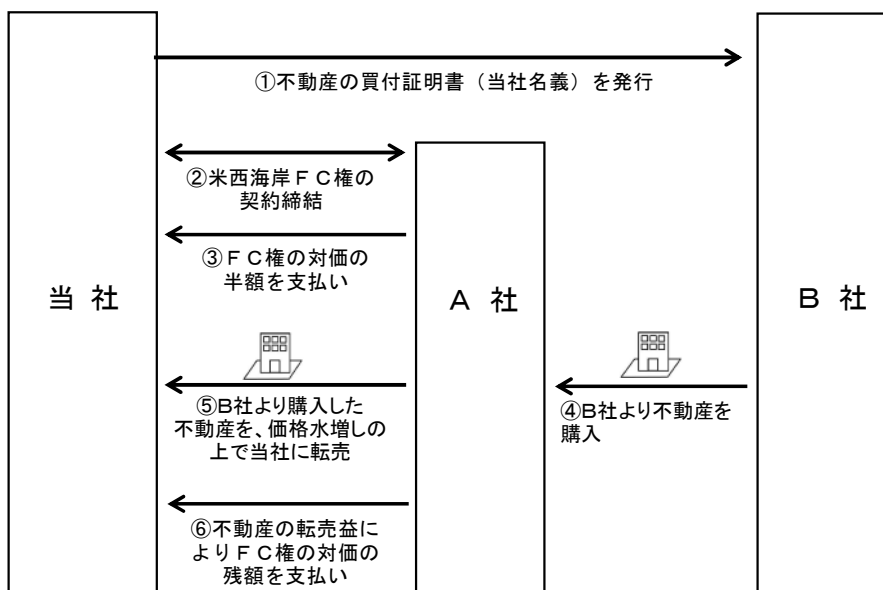
当該取引にあたっては、正常な売上取引と仮装するため、既に当社名義の買付証明書を発行して当社がかねてから取得を予定していたB社所有の不動産を取得する取引にA社を介在させ、A社から水増しした価格で当該不動産を取得することにより、当該水増し額をもってA社のフランチャイズ権の購入代金に充てさせていた。（図1参照）

(2) 当社代表取締役（x氏）の指示の下、当社担当者は、C社にシンガポールにおけるフランチャイズ権を付与する内容の契約書をC社に無断で作成して監査人に提示し、C社に対する売上及び売掛金を計上した。

当社は、その後、当該売掛金を回収するため、C社の代表者（y氏）に協力を要請。当社が売掛金回収のための資金の一部をC社に送金し、y氏が当該資金をフランチャイズ権の購入代金の一部として当社へ送金することにより、売掛金の回収が偽装されることとなった。（図2参照）

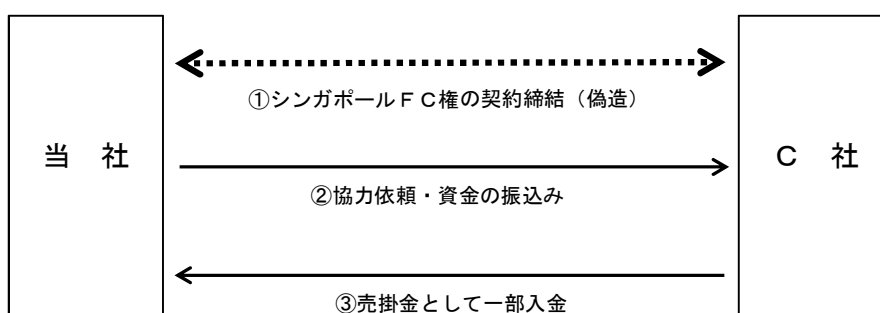
※ C社は、x氏とy氏が新規事業の構想を進める中で設立したシンガポール法人であったが、構想が立ち消えとなり、y氏のみが役員を務める活動実態のないペーパーカンパニーとなっていた。

(図1) 米国西海岸のF C権に係る架空売上



※ 不動産の水増し額（上記⑤）とF C権の対価の支払額（上記③と⑥の合計額）は、ほぼ一致する。

(図2) シンガポールのF C権に係る架空売上



4 不正の背景

(1) 取締役会及び監査役会の機能不全

代表取締役が主導した不正取引は、経営会議等において議論されていたが、取締役会及び監査役会が、稟議書の作成回付などの本来行われるべき手続きがなされていなかったことを指摘した経緯は認められなかった。取締役会が実態として代表取締役の追認機関となっており、また、監査役及び監査役会もこれら実態を見過ごしていたなど、経営管理機能が不十分であった。

(2) 内部統制の機能不全

当社は、内部統制監査室を設置し、人員も配置していたが担当者が少数で空席期間があったなど、内部統制が機能していなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、架空売上の計上等により法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4,500 万円	▲2 億 8,300 万円以上

② 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1 億 6,100 万円	▲3 億 9,800 万円以上

③ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲1 億 1,600 万円	▲3 億 8,200 万円以上
連結当期純損益	▲9 億 4,200 万円	▲12 億 900 万円以上

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、443 個の新株予約権証券を約 6,276 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 287 万株の普通株式を約 3 億 9,990 万円で取得させた。

同社が行った上記①及び②の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

2,681 万円

（継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 2,081 万円）

2 売上原価に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上原価の過少計上、売上原価の繰延べ

- ・リベート（仕入値引）の過大計上により、売上原価を過少に計上した。（【事例2】参照）
- ・期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。
- ・店舗の実地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、期末在庫数量の水増しを行った。
- ・工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。
- ・仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。

(2) 架空仕入の計上（売上原価の過大計上）

- ・売上の前倒し計上が見えぬことを恐れ、売上原価を過大に計上した。

(3) 外注費の繰延べ

- ・完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例 2】リベートの過大計上

1 本事例の特色

本件は、インターネット通販による家電小売業において、仕入先から支払われるリベート(仕入値引)を過大計上するなどにより、売上原価を過少計上したものである。これにより、当社は、中間純損益について、本来は8,500万円の損失であったにもかかわらず、これを1億1,400万円の利益と記載した半期報告書などを開示した。(平成24年度勧告)

2 発行者である会社

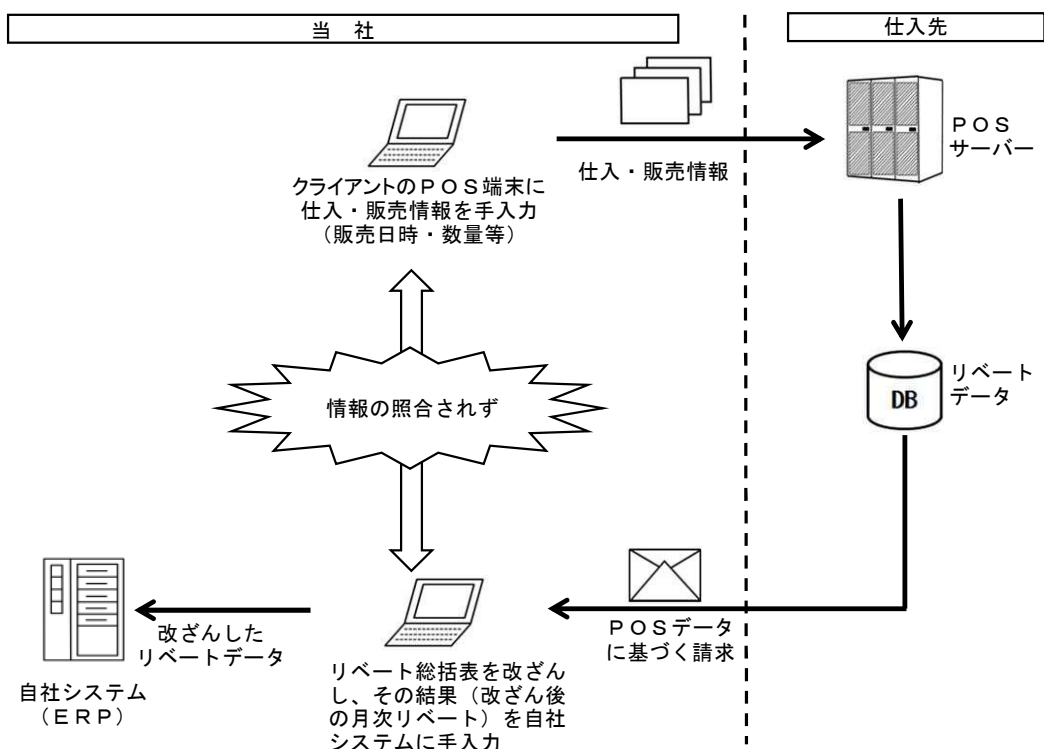
小売業、東証マザーズ上場

3 事案の概要

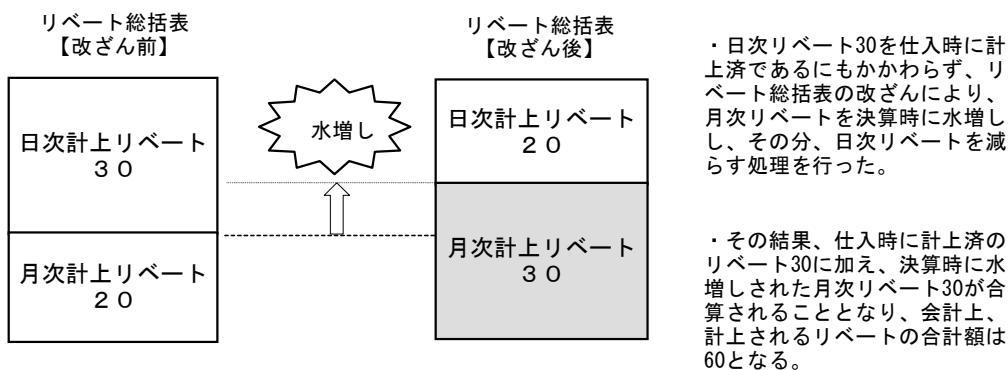
当社は、家電の販売情報(日時、製品、数量等)に応じて、仕入先から各種のリベートを受け取っていた。こうした販売情報のうち、日時(仕入時)に計上されるリベートについては、当社の財務・会計システムと仕入先のPOSサーバに対応するPOS端末が連携して自動処理されていたものの、販売・在庫状況に応じて月次で計上されるリベートについては、仕入先のPOSシステムとの連携が未対応であったため、毎週末に一括してPOS端末に手入力するとともに、当社の財務・会計システムに仕入の月次決算を手入力することによって対応していた。

当社は、リベートの月次決算処理に当たって、リベート内訳を分類・集計した社内資料(リベート総括表)を作成していたが、当社役員は、当社の決算時に、リベート総括表の合計金額は一致させつつ、日次リベート金額を減額し、その分、月次リベート金額を増額する改ざんを行っていた。この結果、仕入時に計上済の日次リベート金額に加えて、当該役員によって水増しされた月次リベート金額が計上され、これによりリベートの過大計上されることとなった。

(図1) リポートの前提となる情報システム



(図2) リポート総括表の内訳の改ざん



(会計上反映される仕入値引合計額のイメージ)

	日次計上リポート	月次計上リポート	合計
実体数値	30	20	50
改ざん後数値	30	30	60

4 不正の背景

(1) 内部統制の機能不全

リベートの決算処理が特定の個人に依拠されているなど、組織内における牽制が機能していなかった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

役員自らがリベートの水増し計上に関与しており、また、代表取締役を含む経営陣もリベートや売上原価に係る管理の必要性についての認識が甘いなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、売上原価の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1億9,200万円	▲800万円
連結中間純損益	1億1,400万円	▲8,500万円

② 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4億4,300万円	1億8,100万円
連結当期純損益	2億7,200万円	6,500万円

③ 第X2期半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2億2,000万円	7,300万円
連結中間純損益	1億2,900万円	▲100万円

④ 第X2期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1億4,300万円	7,400万円

6 課徴金額

600万円

3 販売費及び一般管理費に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 費用の過少計上

- ・海外販売子会社が、発生した在庫補償や営業関係費を計上しなかった。**【事例3】参照**
- ・将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。
- ・営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。

(2) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権等）

- ・海外販売子会社が、売掛債権及び棚卸資産に係る引当金を適切に計上しなかった。**【事例3】参照**
- ・滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。
- ・資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

【事例3】営業関係費等の過少計上

1 本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社において、製品販売に係る営業費用の過少計上、貸倒引当金等の過少計上、減損損失の不計上等が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は125億3,100万円の損失であったにもかかわらず、これを78億9,100万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成22年度勧告）

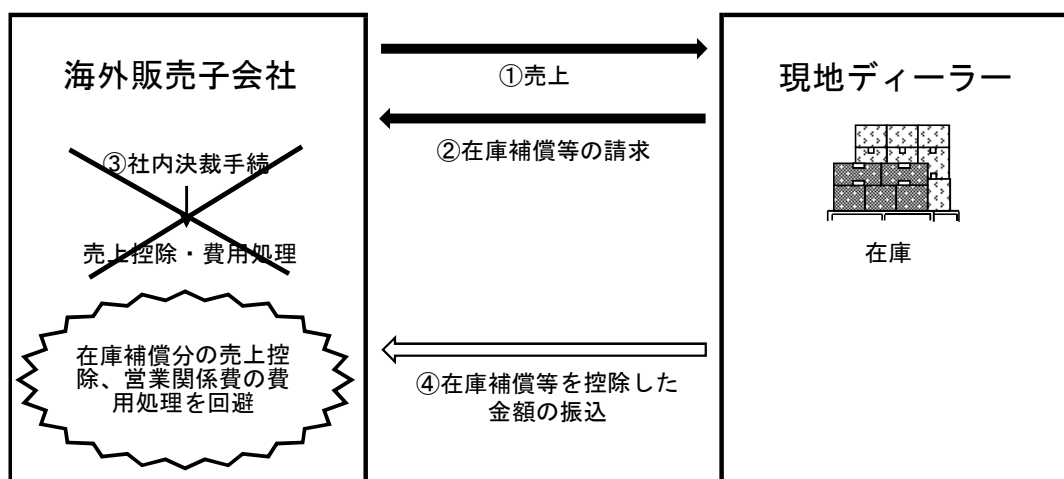
2 発行者である会社

電気機器、東証一部・大証一部上場（経営統合により上場廃止）

3 事案の概要

(1) 費用の過少計上

当社の海外販売子会社では、製品販売に係る在庫補償及び営業関係費を計上しており、この費用の計上は、製品の売上計上後に社内決裁手順を経て行われていた。しかし、一部の海外販売子会社等では、利益目標の達成に固執したり、営業関係費の実態を適切に把握していなかったため、発生した在庫補償及び営業関係費を適切に計上（費用処理）していなかった。



※ 在庫補償とは、当社の販売子会社がディーラーに卸売りした商品について、市場価格の下落に応じて棚卸価格を見直す際に、ディーラーの残存在庫に係る旧価格と値下げ後の新価格の差額を当社側が負担する価格対策費用である。

(2) 引当金等の過少計上

当社の幾つかの海外販売子会社では、

- ① 各販売拠点において適切な貸倒引当基準及び在庫評価基準等が作成されていないなどの理由により、売掛金及び棚卸資産の適切な評価がなされていなかった

こと

② 利益目標達成のため、意図的に売掛債権の回収可能性や棚卸資産の評価を過大に見積もるなどして、当該損失の計上を行わなかったことから、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金（評価損）を過少に計上していた。

(3) 減損損失の不計上

当社は、海外の製造子会社の固定資産（建物・金型・機械等）についての減損の兆候を判断する際に、販売子会社等における不適正な会計処理を適切に把握していなかったことから、減損の兆候の認識が遅れ、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。

4 不正の背景

(1) 事業部制の弊害

当社は、各事業部及び各販売子会社による独立採算制を取り入れた事業部制を導入していたが、独立採算制を重視するあまり、各事業部等において、自主的に設定した利益目標の達成に固執するようになっていた。他方、本社では、海外における製品の競争力が低下している状況にあったにもかかわらず、経営計画の策定及び見直し等が行われていなかった。

(2) 経理部門に過大な責任を負わせる企業風土

当社では、経理担当社員が、経営自体に深く関与し、利益目標の達成等に責任を負うような企業風土が醸成されていた。このため、経理担当社員に対する牽制機能が働かず、利益目標達成のために経理担当社員自らが不適正な会計処理に関与していた。

(3) 不十分な社内監査体制

当社では、独立した内部監査部門がなく、また、本社経理部による計画的な内部監査が行われないなど不十分なものであった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、費用の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲78億9,100万円	▲125億3,100万円

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲80 億 9,500 万円	▲121 億 5,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲103 億 700 万円	▲165 億 2,000 万円
連結当期純損益	▲243 億 5,000 万円	▲333 億 3,600 万円

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 1 億 769 万株の株券を約 350 億 22 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

7 億 7 6 0 万円

（継続開示書類 計 760 万円、発行開示書類 7 億円）

4 営業外利益に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 社債評価益の過大計上

- ・グループ会社間における内部取引利益として連結決算上相殺消去されるべき社債の評価益について、連結財務諸表上で過大に計上した。(【事例4】参照)

【事例4】社債評価益の過大計上

1 本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外し、当該子会社が保有していた当該孫会社を発行者とする他社株償還特約付社債券（EB債）の発行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結上、本来計上できない社債評価益の過大計上等が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は352億6,800万円の利益であったにもかかわらず、これを469億3,500万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成18年度勧告）

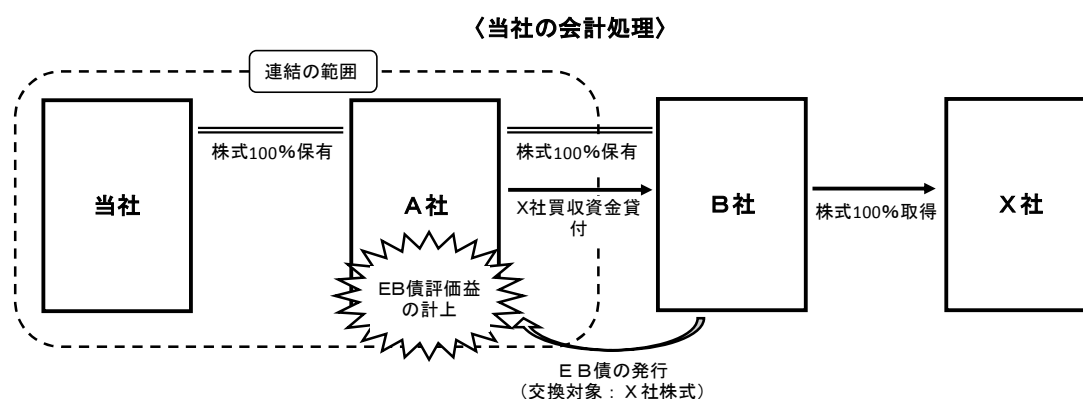
2 発行者である会社

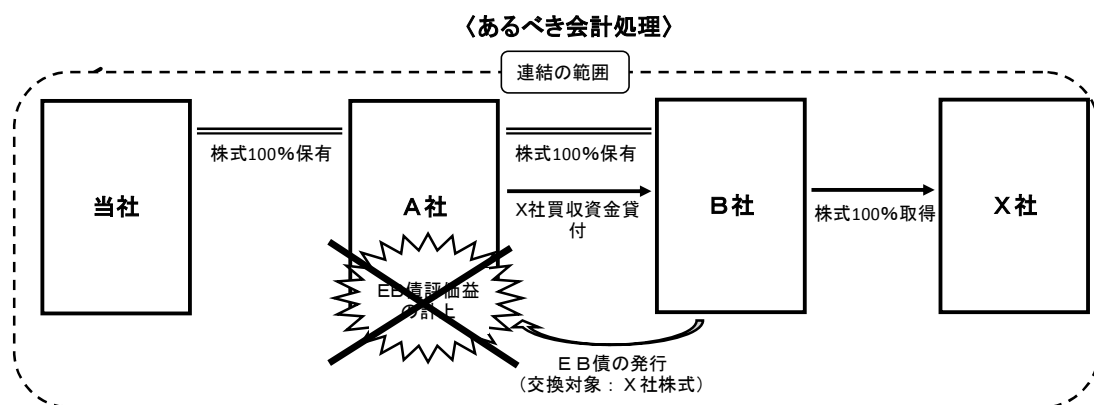
証券、商品先物取引業、東証一部・大証一部・名証一部上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社の子会社（A社）が買収目的会社B社（A社の子会社）を通じてX社を買収後、B社が買収資金としてA社から調達した借入金をEB債に振り替えるため、B社は、A社に対してX社株式を交換対象とするEB債を発行した。当該EB債について、取得者であるA社はいつでも一定の交換価格でX社株式と交換できる権利（コールオプション）を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、X社株式の株価が上昇すればA社に評価益が発生するものであった。

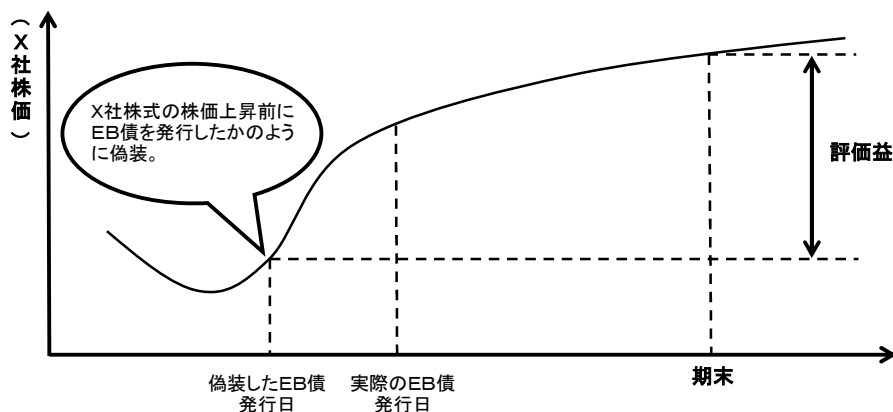
(2) 当社は、A社を連結の範囲に含める一方、B社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該EB債の評価益を計上した。





(3) また、本件EB債について、X社株式の価格上昇後にEB債の発行を最終的に決定したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該EB債の評価益を過大に計上した。

(EB債の評価益)



4 不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（※第 X1 期有価証券報告書）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500 億円の社債券を取得させた。

同社が行った上記の行為は、証券取引法第 172 条第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

※ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1,700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純損益	469 億 3,500 万円	352 億 6,800 万円

6 課徴金額
5 億円

5 営業外費用に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金の過少計上

- ・本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。(【事例5】参照)

(2) 費用の過少計上

- ・資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を過少計上した。

【事例5】貸倒引当金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、代表取締役等に対する貸付金として処理すべき資金を、サーバーの購入価格に上乗せすること等により不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金等の不計上が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は100万円の利益であったにもかかわらず、これを6,100万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成21年度勧告)

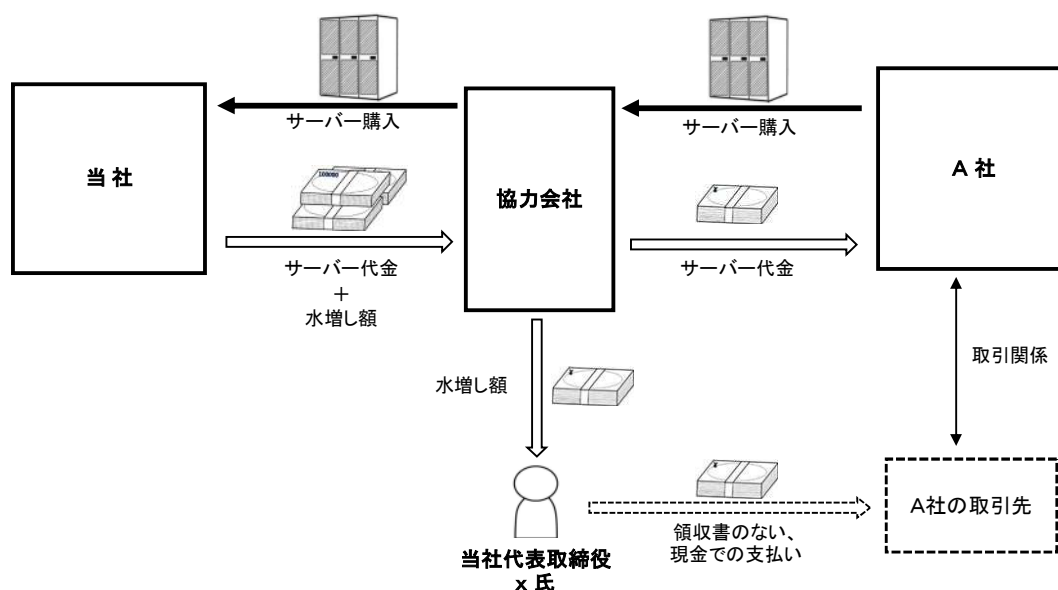
2 発行者である会社

卸売業、大証ジャスダック上場

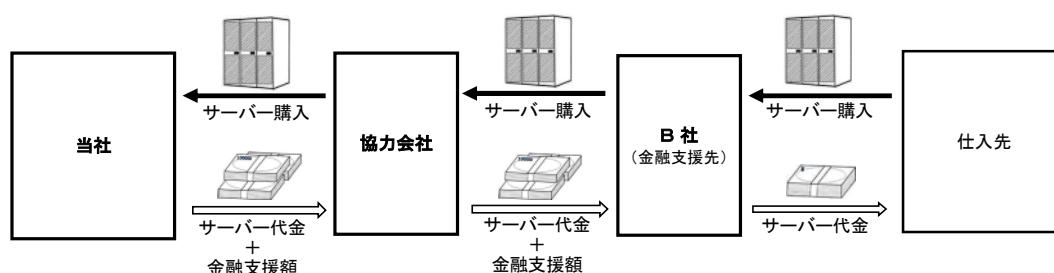
3 事案の概要

当社は、パソコン及びサーバーの販売・保守・修理等を行っていたが、サーバーの取得に係る取引に関連して、当社代表取締役（x氏）の主導により、以下の不適正な資金支出を行った。

(1) x氏は、当社がA社からサーバーを購入する取引に関連して、A社から、当該サーバーの価格を大幅に安価にする代わりに、この取引とは無関係のA社の取引先に諸々の支払いを行うことを依頼された。x氏は、将来のA社との取引拡大を期待し、当該依頼を受けることとして、サーバーの購入価格にA社の取引先に対する諸々の支払分を上乗せして支出し、当該上乗せ部分に係る資金を、協力会社を介してx氏へと還流させた。x氏は、領収書のない現金での支出等により、A社の取引先に資金を提供した。



- (2) また、x氏は、かねてからB社が保有するソフトウェアに注目し、B社が当社のビジネス・パートナーとなることを期待していたところ、B社から金融支援の要請を受けた。x氏は、協力会社の協力を得て、B社を経由してサーバーを購入することとし、その際、購入価格にB社への金融支援相当額を上乗せして支払い、これにより、B社への金融支援を行った。



上記のとおり、サーバーの購入価格に上乗せして不正に支出した当社の資金のうち、x氏を介してA社の取引先に支払われたものについては、x氏に対する貸付金として、また、協力会社を介してB社に支払われたものについては、B社に対する貸付金として、それぞれ会計処理すべきであった。また、当該貸付金については、本来であれば、貸倒引当金が計上されるべきところ、これが行われていなかった。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全

代表取締役が、当社株式の過半数を保有し、会社支配と経営の両面において広範かつ強大な権限を掌握していたため、取締役会によるチェック機能が働いていなかった。

(2) 監査役監査体制等の不備

当社において実質的な内部監査は行われていなかった。

(3) コンプライアンス意識の欠如

当社では、代表取締役自らが不適正な取引に関与するなど、会社全体としてコンプライアンス意識が欠如していた。

(4) 重要取引に対する社内決裁プロセスの形骸化

当社は、重要な資産を購入する際に、複数の仕入先候補から相見積りを取ることに伴う購入価格の適正性の検討といった適切な決裁プロセスを経ていなかった。

5 法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項並びに

法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1 億 200 万円	4,600 万円
当期純損益	6,100 万円	100 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲2,600 万円	▲1 億 4,400 万円
四半期純損益	▲1,600 万円	▲1 億 4,400 万円
純資産額	6 億 600 万円	4 億 1,700 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲9,600 万円	▲2 億 1,500 万円
四半期純損益	▲1 億 4,400 万円	▲2 億 6,100 万円
純資産額	4 億 7,300 万円	2 億 9,500 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 6,600 万円	▲2 億 7,100 万円
四半期純損益	▲3 億 3,700 万円	▲4 億 4,000 万円
純資産額	2 億 8,100 万円	1 億 1,900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 4,500 万円	▲2 億 4,100 万円
当期純損益	▲3 億 6,600 万円	▲4 億 5,900 万円
純資産額	2 億 5,300 万円	9,900 万円

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2 億 6,200 万円	1 億 1,800 万円

6 課徴金額

900 万円

6 特別利益に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 匿名組合清算配当金の過大計上

- ・匿名組合出資の出資先である特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化スキームについて、本来であれば、当該信託受益権の売却処理は認められないことから、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金は発生しないにもかかわらず、当該匿名組合清算配当金を計上した。
 （【事例6】参照）

(2) 債務免除益の架空計上

- ・債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

【事例6】匿名組合清算配当金の過大計上

1 本事例の特色

本件は、匿名組合出資先の特別目的会社に不動産の信託受益権を譲渡する不動産流動化スキームにつき、本来、金融取引として会計処理すべきであったにもかかわらず、これを売却取引として会計処理することにより、不動産の買戻しによるスキーム終了時に匿名組合清算配当金を利益計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は16億6,200万円の損失であったにもかかわらず、これを41億1,200万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成21年度勧告)

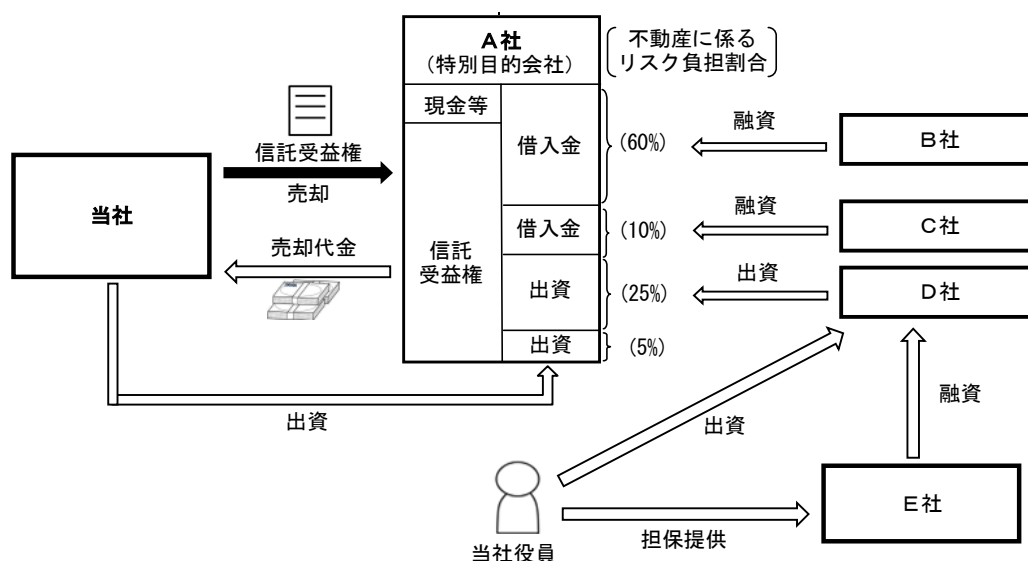
2 発行者である会社

小売業、東証一部上場

3 事案の概要

(1) 当社は、本店ビル等を対象とする不動産流動化スキームにおいて、当該不動産に係る信託受益権を特別目的会社（A社）に譲渡した。A社は、当該信託受益権の取得資金を当社からの匿名組合出資並びにB～D社からの融資及び匿名組合出資により調達していたが、当社は、A社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合が5%以下であるとして、本件流動化について売却処理（オフバランス処理）を行った。

これにより、当社は、A社に対する信託受益権の譲渡時に売却益を計上するとともに、その後、本件不動産を買い戻して本件流動化スキームを終了させる際に、A社から受けた匿名組合清算配当金を特別利益として計上した。



(2) しかし、A社に匿名組合出資を行ったD社は、当社の緊密者である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とすべきであったにもかかわらず、当社は、D社の出資者が当社とは無関係の第三者であるかのように装った。

これに伴い、当社とD社の匿名組合出資を合計したリスク負担割合は5%を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきであった。

(3) したがって、A社に対する信託受益権の譲渡が売却処理とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することのないものであった。

4 不正の背景

(1) 社内牽制機能の不全

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的開催されないなど、社内牽制機能が働いていなかった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金49億2,000万円が発生していると記載。

② 第X2期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71億4,500万円	13億9,800万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1, 200 万円	▲16 億 6, 200 万円

④ 臨時報告書（X2 期中に提出）

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2, 000 万円を計上する予定と記載。

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①及び②）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3, 771 万円で購入させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

2 億 5, 3 5 3 万円

（継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 2 億 4, 675 万円）

7 特別損失に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上

- ・役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。（【事例7】参照）
- ・子会社から本来支出する必要のない資金が社外流出したが、当該資金に対して適切に貸倒引当金を計上しなかった。
- ・取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。
- ・代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について、貸倒引当金を計上しなかった。
- ・貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。
- ・子会社の取引先に支払っていた前渡金が、取引先の資金繰り悪化により回収困難になっていたことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

(2) 投資有価証券評価損の過少計上

- ・連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

(3) 減損損失の過少計上・不計上

- ・保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。（【事例3】参照）
- ・建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。
- ・保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。

(4) 除却損失の過少計上

- ・資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

(5) のれんの過大計上による損失の過少計上

- ・買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。(【事例10】参照)
- ・子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

(6) その他損失の過少計上

- ・海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は対外的に流出していることから、使途不明金として損失計上すべきであった。(【事例8】参照)
- ・取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、当該債務免除について損失計上を行わなかった。(【事例8】参照)

【事例 7】 貸倒引当金繰入額の過少計上

1 本事例の特色

本件は、当社が当社の役員等に対して貸し付けた金銭や当社保有株式について、当該貸付取引に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額の過少計上等を行ったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 101 億 9,900 万円の損失であったにもかかわらず、これを 94 億 700 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成 24 年度勧告)

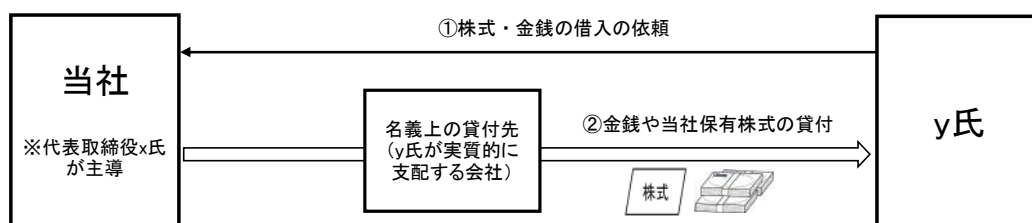
2 発行者である会社

非鉄金属、東証二部上場

3 事案の概要

(1) 当社役員に対する貸付金等

当社は、当社代表取締役(x氏)が主導して、当社役員(y氏)が個人的に行っていた株式信用取引の担保として当社保有の株式を名義上の貸付先を介して貸し付けるとともに、y氏が当社株式を購入するための資金を貸し付けていた。当該貸付については、度重なる契約変更の末、条件緩和等がされていたほか、y氏は当社からの借入金の他にも複数の金融機関等から借入金を相当額有していたことなどから、本来「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」に該当し、貸倒懸念債権として評価すべきであったが、当社は、当該債権区分に応じた債権の評価を行わず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。



(2) 当社代表取締役の知人に対する貸付金

当社は、x氏の知人であるz氏に対して、z氏が個人的に行っていた株式信用取引の決済時の不足金に充てるための資金を貸し付けていた。当該貸付については、返済期限の延長がなされていることや、z氏が当社から借り受けた資金の全額を個人的な株式信用取引の損失の穴埋めに費消しており、十分な返済原資を有していないことなどから、本来、「債務の弁済に重要な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」に該当し、貸倒懸念債権として評価すべきであったが、当社は、当該債権区分に応じた債権の評価を行わず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全

代表取締役に意思決定権限が過度に集中した結果、取締役会において、貸付取引についての資金使途や回収可能性が十分に検討されないなど、経営管理体制が十分に機能していなかった。

(2) コンプライアンス意識の欠如

取締役会における利益相反取引に係る承認決議の手續が実践されていないなど必要な社内手續が遵守されておらず、また、各取締役において、貸付に係る経営判断を行う際に、判断材料として必要となる情報の収集を行うべきとの姿勢が欠けていたなど、取締役としてのコンプライアンス意識が欠如していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲94 億 700 万円	▲101 億 9,900 万円

② 第 X1 期有価証券報告書の訂正報告書（1 回目）（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲95 億 7,200 万円	▲101 億 9,900 万円

③ 第 X1 期有価証券報告書の訂正報告書（2 回目）（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲95 億 7,200 万円	▲101 億 9,900 万円

6 課徴金額

300 万円

【事例 8】 営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上

1 本事例の特色

本件は、①当社から複数の海外ファンドに対して営業出資金の名目で使途不明の資金が送金されていたにもかかわらず、また、②当社の取引先に対する貸付金について、当社が債務免除を行ったにもかかわらず、損失が計上されなかったものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 3 億 9,600 万円の純資産であったところ、15 億 5,900 万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成 24 年度勧告)

2 発行者である会社

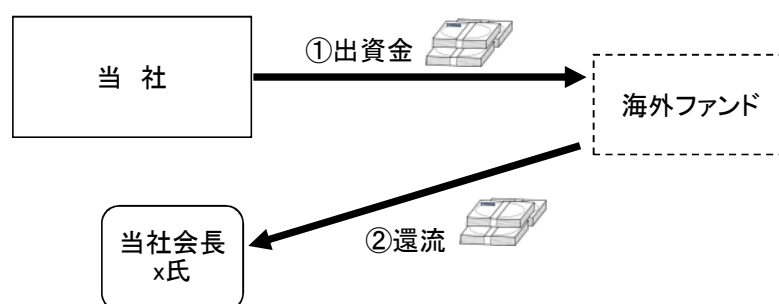
卸売業、大証ジャスダック上場

3 事案の概要

(1) 海外ファンドに対する出資

当社は、当社会長(x氏)が主導して、複数の海外ファンドに対する出資を行い、営業出資金として資産計上していたが、当該出資は、x氏が、自らに対しその資金を還流させるために行ったものであり、また、当該海外ファンドによる資金運用の実態はないなど、資金使途は不明なものであった。

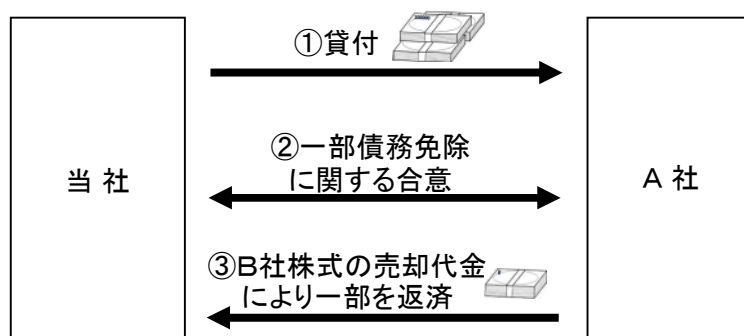
したがって、当該ファンドに対する営業出資金の名目で送金した資金については、本来であれば、使途不明金として認識し、送金した時点で直ちに損失計上すべきものであったが、これを行わなかった結果、当社は使途不明金相当額の損失計上を回避するとともに、営業出資金の架空計上を行っていた。



(2) 取引先向け貸付金の債務免除

当社は、取引先(A社)に対して貸付けを行っていたところ、当該貸付金について、当社とA社は、「A社が保有するB社株式を全部売却し、その売却代金の全額を当社に支払えば、当該売却代金が貸付金残高に足りなくとも、一切の清算は要しない」旨の合意書を締結しており、当該合意に基づき、A社より貸付金の一部が支払われたことにより、残額の債務免除が行われていた。

当該債務免除を行った貸付金については、本来であれば、その全額を損失として処理すべきものであったが、x氏の指示により、その損失処理を先延ばしした結果、貸付金が過大計上されていた。



4 不正の背景

(1) 会長への依存体質と取締役会の形骸化

取締役会への上程事項の検討が十分になされておらず、会長が単独で意思決定を行い、他の取締役はほとんど検討することなくその決定に追随するなど、取締役に由る牽制機能が働いていなかった。

(2) 監査役会の機能不全

監査役会には財務諸表等の形式的な報告がされる程度であり、取締役から独立した実効的な監査が期待できない状況であった。

(3) 内部統制の機能不全

内部監査室に配置された職員は他社の代表を兼任するなど、内部統制のための体制が十分構築されていなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲12億2,800万円	▲15億8100万円以上

② 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲14 億 4,000 万円	▲18 億 6,800 万円以上

③ 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲21 億 2,200 万円	▲25 億 4,400 万円以上

④ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲23 億 8,900 万円	▲29 億 4,900 万円以上

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	49 億 6,800 万円	38 億 3,700 万円以下

⑥ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	48 億 200 万円	36 億 4,200 万円以下

⑦ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46 億 7,800 万円	35 億 3,500 万円以下

⑧ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	44 億 8,500 万円	33 億 2,900 万円以下

⑨ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	36 億 6,900 万円	28 億 5,500 万円以下

⑩ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	35 億 1,500 万円	27 億 4,200 万円以下

⑪ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	33 億 7,500 万円	26 億 100 万円以下

⑫ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	32 億 7,500 万円	25 億 1,200 万円以下

⑬ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 5,900 万円	3 億 9,600 万円

(2) 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の⑤及び⑧）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、480 個の新株予約権証券を 9 億 6,528 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

6,443 万円

（継続開示書類 計 2,100 万円、発行開示書類 4,343 万円）

8 資産に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 売上債権の過大計上

- ・取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。

(2) 棚卸資産の架空・過大計上

- ・顧客からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。
- ・収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。
- ・金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。
- ・売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

(3) リース資産の架空・過大計上

- ・スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。
 (【事例11】参照)
- ・架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褄を合わせていた。

(4) 無形固定資産の架空・過大計上

a) のれん

- ・買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。(【事例9】参照)
- ・債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来は計上できないのれんを計上した。(【事例10】参照)
- ・実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売上により還流させた。
- ・実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

b) ソフトウェア

- ・ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。(【事例11】参照)
- ・循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。

- ・取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よりも多く計上した。

c) 著作権

- ・保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

(5) 投資有価証券の過大計上

- ・簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有価証券の評価額を過大に計上した。(【事例9】参照)
- ・保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価損を計上しなかった。

(6) 関係会社株式の過大計上

- ・関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社株式を過大に計上した。

(7) 出資金の架空計上

- ・株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。(【事例11】参照)

(8) 前渡金の過大計上

- ・架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

【事例9】投資有価証券の過大計上

1 本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産（投資有価証券等）及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失（含み損）を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は2,249億5,100万円の純資産であったにもかかわらず、これを3,448億7,100万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成24年度勧告）

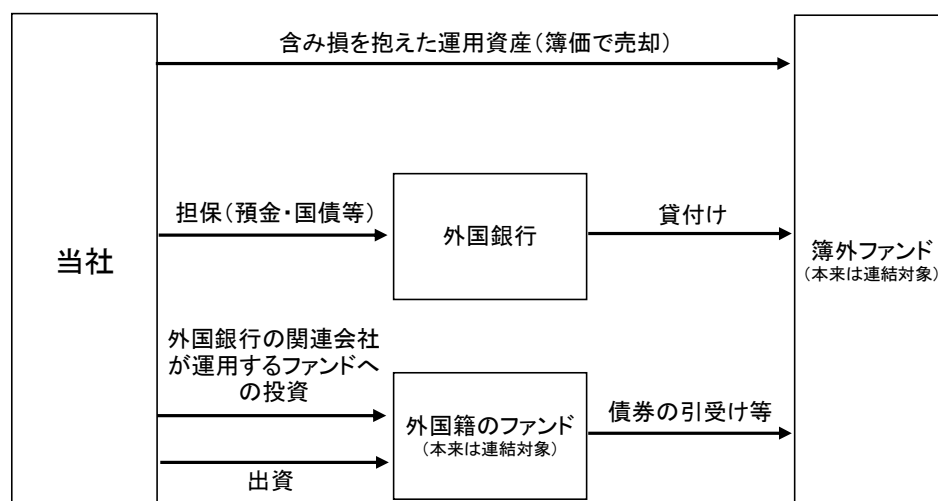
2 発行者である会社

精密機器、東証一部上場

3 事案の概要

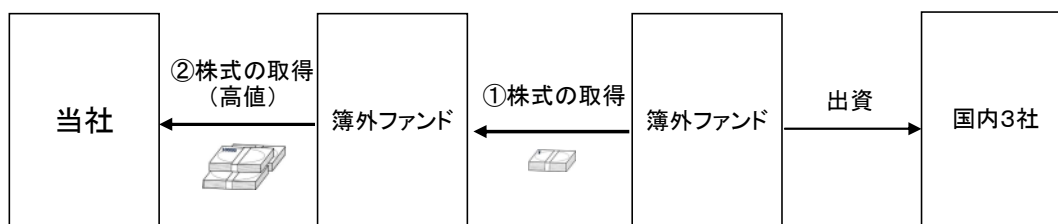
(1) 当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなどした上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせることにより、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を行っていた。

しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきであった。

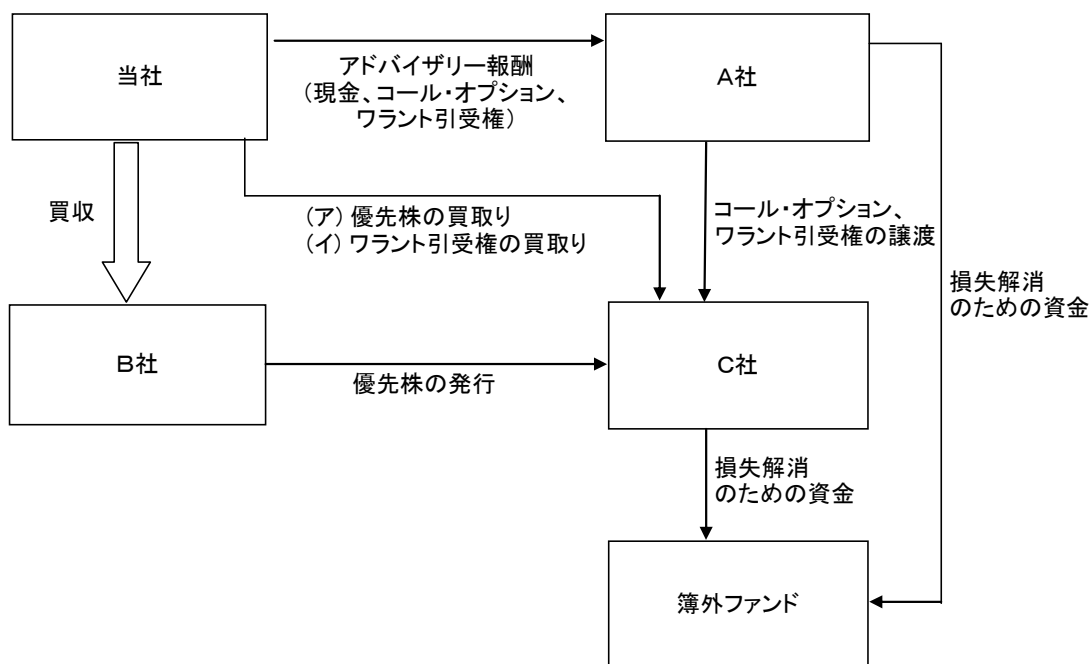


(2) また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させることにより、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済（銀行借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還）を支援していた。

- ① 簿外ファンドに国内の非公開会社3社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら3社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取った。



- ② 海外事業会社（B社）の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー（A社）に買収に伴う成功報酬（現金、コールオプション、ワラント引受権）を過大に支払うとともに、A社の関連会社であるC社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにB社の優先株を発行させた上で、当社がC社よりB社優先株及びワラント引受権を高値で買い取った。



上記の国内3社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを規則的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理していた。

しかし、国内3社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとして計上すべきものではなかった。

4 不正の背景

(1) 内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていなかった。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していなかった。

(2) 企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していた。

(3) 人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていた。

5 法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により、以下のとおり、旧法第172条の2第1項及び第2項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,448億7,100万円	2,249億5,100万円

② 第X2期中間期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,724億7,300万円	2,489億6,500万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,678 億 7,600 万円	2,428 億 7,700 万円

④ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,669 億 4,800 万円	2,406 億 2,800 万円

⑤ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,439 億 1,000 万円	2,118 億 9,700 万円

⑥ 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,412 億 8,100 万円	1,104 億 2,800 万円

⑦ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,687 億 8,400 万円	1,105 億 9,400 万円

⑧ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 4,100 万円	1,271 億 2,400 万円

⑨ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,042 億 9,800 万円	1,468 億 2,100 万円

⑩ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,149 億 5,200 万円	1,582 億 5,100 万円

⑪ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,168 億 9,100 万円	1,631 億 4,200 万円

⑫ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 2,200 万円	1,324 億 800 万円

⑬ 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,804 億 8,200 万円	1,282 億 5,500 万円

⑭ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,601 億 7,300 万円	1,094 億 8,800 万円

⑮ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,668 億 3,600 万円	1,155 億 8,900 万円

⑯ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,511 億 4,700 万円	1,017 億 5,100 万円

7 課徴金額

1 億 9, 181 万 9, 994 円

（注）本事案については、開示検査の結果に基づく課徴金納付命令勧告に加えて、刑事上の責任追及を行うための告発が行われている。罰金の確定判決があるときは、課徴金額は、その額から罰金の額を控除した額に調整されることとなる（法第185条の8第6項）。

【事例 10】 のれんの過大計上

1 本事例の特色

本件は、企業買収を行った当社が、債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来であれば計上できないのれんの計上等を行ったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は4億8,300万円の損失であったにもかかわらず、これを1億1,600万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。(平成24年度勧告)

2 発行者である会社

その他金融業、札証上場(同取引所による審査の結果、上場廃止)

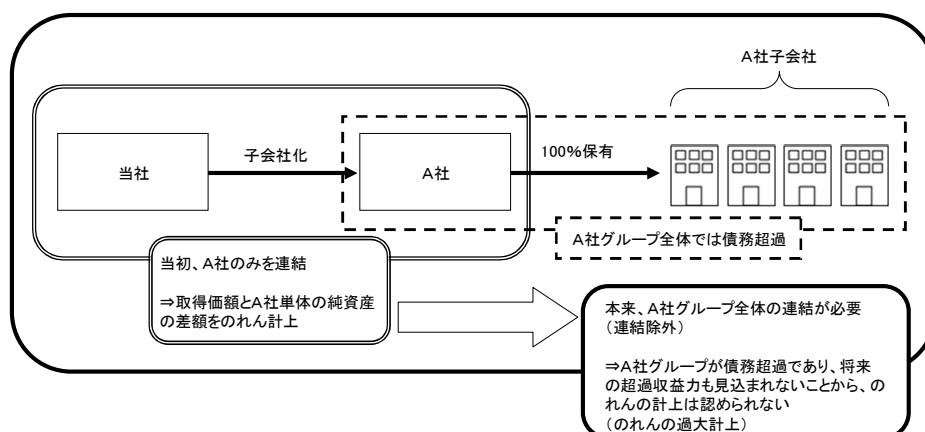
3 事案の概要

当社は、当社役員が代表を務めるグループ企業及びその関連先との間で、以下(1)、(2)、(3)の行為を行った。

(1) 子会社の連結除外及びのれんの過大計上

① 当社は、A社の全株式を取得して連結子会社とするに当たり、本来であればA社のみならず当該A社の子会社4社も連結の範囲に含むべきところ、これを除外し、株式取得価額とA社単体の純資産額との差額をのれんとして計上した。

② また、A社単体では資産超過とされていたが、子会社4社を連結したA社グループの財政状態は債務超過であったことから、仮に当社がA社に関し、その取得価額とA社連結の純資産額との差額をのれんとして計上するためには、A社株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけが必要であったが、当社はそのような裏づけを有していなかった。



(2) 不動産コンサルティングに係る売上の過大計上

当社は、B社から受託した不動産の取得及び運用に関するコンサルティング業務において、C社が提出した買付証明書を入手したことを踏まえ、役務提供の一部が完了したとして、当該役務提供の対価に相当する売上を計上した。

しかし、対象の不動産は、B社とは無関係の不動産投資スキームにおいて組成された任意組合により取得されC社に転売予定とされているなど、当該コンサルティング契約は経済実態のない取引であった。

(3) 営業有価証券評価損の過少計上

当社は、無担保普通社債2本を引き受けたが、6ヵ月後に到来した利払期日において、利払いは行われなかった。

また、当社は、引き受けた社債の発行会社が既に債務超過の状態に陥っていたことや資金運用の前提であった事業計画に実体のないことを役員が認識していたにもかかわらず、貸倒懸念債権に準じた評価を行わず、適正に営業投資有価証券評価損の計上を行わなかった。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全及びコンプライアンス意識の欠如

代表取締役の発言力が強く、取締役会による牽制機能が働いていなかった。また、取締役会に上場会社としてのコンプライアンス意識が欠如していた。

(2) 特定の社員への業務及び権限の集中

経理処理は担当者と担当取締役による判断で行われ、他の取締役及び監査役並びに内部統制監査室によるチェック機能が低下していた。

5 法令違反の事実関係

当社は、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、以下のとおり、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲700万円	▲2億7,400万円

② 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲0百万円	▲2億5,300万円

③ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	6,400 万円	▲ 2 億 6,500 万円
連結当期純損益	1 億 1,600 万円	▲ 4 億 8,300 万円
連結純資産額	22 億 3,700 万円	16 億 8,600 円

④ 第 X1 期有価証券報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 400 万円	16 億 8,600 万円

⑤ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 7,200 万円	16 億 300 万円

⑥ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 2,900 万円	14 億 6,600 万円

⑦ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 2,800 万円	13 億 7,300 万円

⑧ 第 X2 期第 1 四半期報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 7,200 万円	16 億 300 万円

⑨ 第 X2 期第 2 四半期報告書の訂正報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 2,900 万円	14 億 6,600 万円

6 課徴金額

1, 200 万円

9 負債に関する虚偽記載

◎ 不適正な会計処理の手法

(1) 未払金の過少計上

- ・架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰延べを行い、未払金の過少計上を行った。(【事例11】参照)

(2) 退職給付引当金の過少計上

- ・退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する基礎データの作成を誤った。

【事例 11】未払金の過少計上

1 本事例の特色

本件は、循環取引やスルー取引を継続していた当社が、循環取引を解消して架空資産等を損失処理するに当たり、一括損失処理による債務超過を回避するために損失処理額を調整した結果、新たな循環取引が行われなくなった期以降においても、過去の循環取引による未払金の過少計上等が行われたものである。これにより、当社は、純資産額に相当する資本合計について、本来は 8 億 9,400 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 4,000 万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 20 年度勧告）

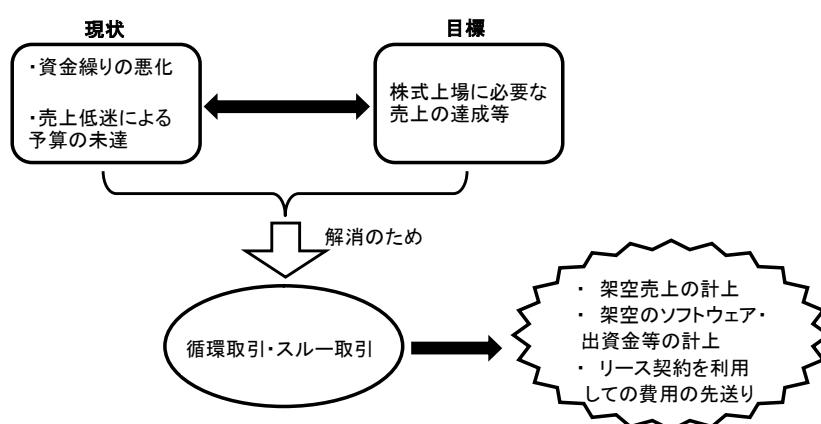
2 発行者である会社

情報・通信業、東証マザーズ上場（同取引所による審査の結果、上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社は、株式上場前に、親会社（A社）からA社のキャッシュフローを改善させるためにスルー取引への参加を強制され、A社による支払い遅延や債務不履行等に起因して当社の資金繰りは悪化し、その後の売上低迷により予算未達も発生した。

(2) 当社は、株式上場に備え、これら資金繰りの悪化や売上目標の未達を解消するため、当社が主導して循環取引を行うようになり、また、他社の立案した循環取引やスルー取引にも積極的に参加するようになった。この結果、当社は架空の売上及び利益を計上するとともに、架空のソフトウェアや出資金等を資産計上し、さらには、架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用処理の繰延べを行って循環取引による未払金を過少計上した。



- (3) その後、業務提携先から受け入れた顧問が不正取引の存在を知ったことなどを契機として、当社は、新たな不正取引を行わないこと及びこれまでの不正取引の解消を図ることを決定したが、全ての架空資産等を一括して損失処理すれば債務超過となり、上場廃止基準に抵触しかねなかったため、資産超過となるように損失処理額を調整した。その結果、新たな不正取引が行われなくなった期以降においても、架空のソフトウェアの資産計上や、過去の循環取引でリース契約を使って費用処理が繰り延べられた未払金の過少計上等が行われた。

4 不正の背景

(1) 取締役会の機能不全

特定の役員によって、不正取引が独断で実行できる状態となっているなど、取締役会の業務執行監督機能が機能しなかった。

(2) 不十分な監査・モニタリング体制

内部モニタリングや内部監査及び監査役監査では、システム開発の工程表、納品物、ソフトウェアの具体的な内容等といった現物の詳細な確認を行っておらず、証憑類の形式的な検証に留まっていた。

(3) コンプライアンス意識の欠如等

不正取引が長期に及んでおり、この間、当時の役員及び幹部社員は不正取引の存在を認識しながらこれを放置し、また、疑念を抱く社員が存在したものの内部通報制度は未整備であり問題を提起できない状況にあった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4,000万円	▲8億9,400万円

② 第X2期半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2億5,400万円	▲10億500万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	9,500 万円	▲4,000 万円

④ 第 X3 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,200 万円	▲8,300 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の①及び②）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、19,610 株の株券を 9 億 2,167 万円で取得させた。

② 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（(1)の③）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 4 億円で取得させた。

同社が行った上記①及び②の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

7 課徴金額

3,393 万円

（継続開示書類 計 750 万円、発行開示書類 計 2,643 万円）

IV 開示書類の不提出に関する個別事例

【事例 12】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出

1 本事例の特色

本件は、社債券の発行者が、発行価額の総額が1億円以上となる社債券の発行について、50名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。（平成23年度勧告）

※ 50名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第2条第3項、施行令第1条の5）。

※ 「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が1億円以上となるときは、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第4条第1項）。

2 発行者である会社

発行者① 金の採掘などを事業目的としている非上場企業

発行者② 発行者①が吸収合併した非上場企業

3 事案の概要

(1) 発行者①の代表者は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。

※ 「少人数私募」とは、以下3つの要件を満たす場合をいう。

(i) 多数の者（適格機関投資家を除く50名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第1条の4）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、

(ii) 多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、

(iii) 過去6か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が50名以上とならない場合

(2) 発行者①が作成した社債券の募集要項には、4種類（1年・2年・3年・5年）の社債償還期間と、利率の幅（年利6%～12.50%）が記載されていたが、勧誘対象となる社債券の具体的な回号（債券発行回数の通し番号）、利率、その他の発行

条件は記載されていなかった。

- (3) 発行者①は、募集要項や社債申込書等からなる勧誘資料を作成し、不特定多数の者へ電話勧誘を行い、応諾した者延べ 10 万名弱に対して勧誘資料を送付し、取得勧誘を行っていた。
- (4) 発行者①は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率、償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。
- (5) 発行者①は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001%単位で小刻みに変えた。発行者①は、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。
- (6) しかし、発行者①は、勧誘時点では社債券の回号を具体的に決定しておらず、実態は償還期間の違う 4 種類の社債券について同時並行して取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘の際、勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。
- (7) また、発行者①の代表者は、発行者②の資金調達及び資金運用に関わっており、発行者②においても、発行者①と同様の資金調達方法及び社債券の勧誘方針を採用していた。

4 違反行為の該当性

(1) 取得勧誘について

発行者①及び②（以下、発行者という。）は、4 種類の社債償還期間とおおまかな利率の幅は記載されているが回号や利率などの具体的な発行条件は示されていない勧誘資料によって、社債券の取得勧誘を行った。

このため、発行者が行った取得勧誘の実態は、回号ごとに行われたものではなく、償還期間の違う 4 種類の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に 4 種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

(2) 勧誘人数について

毎月末に設定された払込期日の大部分において、発行者が取得勧誘を行った4種類の社債券について合わせて50名以上の者が申込みを行っていたことから、4種類の社債券ごとに50名以上の者に対して取得勧誘が行われていたことになる。このことから、発行者が行った取得勧誘の大部分は「有価証券の募集」に該当する。

(3) 有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った4種類の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が1億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が1億円未満の有価証券の募集であっても、過去1年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が1億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第2号）や、発行価額が1億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第5号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についてもその大部分につき、募集の届出が必要であった。

5 法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が有価証券の募集に該当し、募集を行うためには法第4条第1項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

6 課徴金額

1億9,441万円

課徴金額の算定

(法172条第1項第1号)

発行者① 1億7,559万円

発行者② 1,882万円

※ 発行者②は発行者①との合併により消滅しているため、法第176条第4項の規定により、発行者②がした行為は、合併後存続した法人である発行者①がした行為とみなされることになり、発行者②に対する課徴金は、発行者①に対して課されることになる。

【事例 13】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出

1 本事例の特色

本件は、当社が、法定期限までに有価証券報告書及び四半期報告書の提出を行わなかったものである。（平成 22 年度勧告）

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者は、有価証券報告書を原則として事業年度経過後 3 か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条第 1 項）。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、四半期報告書の提出義務を負う者は、四半期報告書を原則として四半期期間経過後 45 日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）。

2 発行者である会社

不動産業、東証一部上場（「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社は、当局による法第 26 条「届出者に対する報告の徴取及び検査」に基づく検査を受けた。検査の結果、当社が行った債務保証及び保証類似行為に係る主債務者の財政状態の悪化が認められたため、当局は当社に対し、この債務保証及び保証類似行為に対する損失引当金の計上を反映させた連結財務諸表を作成し、これを記載した第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を、法定期限内に財務局長に提出するよう懲慥した。

(2) 当社は、当局の指摘に対し、上記損失引当金の計上の必要性を認めたが、監査法人が辞任したこと、新たな監査人を選任するための資金的余裕がないことなどを理由に、有価証券報告書等を提出しなかった。

当社の主張は上記のとおりであったが、実際は、当社が簿外で債務を保証して調達した、100 億円を超える資金が、当社の取締役が実質的に支配している資産管理会社等へ流出していた事実が明るみになることを恐れ、監査に必要な説明を行わず、監査手続を続けることを困難にすることにより、監査法人を辞任に追い込み、資金不足を理由に新たな監査人を選任しなかった。

その後、当社は、第 3 四半期報告書及び有価証券報告書を提出しなかったことにより、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった。

※ 有価証券報告書等の提出義務を負う発行者は、提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は財務計算書類について、原則として、発行者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない（法第 193 条の 2 第 1 項）。

4 法令違反の事実関係

(1) 有価証券報告書の不提出

当社は、有価証券報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期有価証券報告書を、法第 24 条第 1 項に規定する期限まで（事業年度経過後 3 か月以内）に提出しなかった。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者（法第 24 条第 1 項各号）

第 1 号	金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者 (特定上場有価証券を除く。)
第 2 号	認可金融商品取引業協会に店頭登録されている有価証券の発行者 (流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるものを除く。)
第 3 号	第 1 号、第 2 号の発行者以外の者で、その募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者 ※除外 ① 報告書提出開始年度終了後 5 年を経過している場合で、かつ、当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度すべての末日における当該株式の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数（300 名）に満たない場合であって、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令（企業開示府令第 15 条の 3）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。 ② 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。
第 4 号	第 1 号、第 2 号、第 3 号の発行者以外の者で、当該事業年度又は事業年度開始の日前 4 年以内に開始した事業年度のいずれか末日において所有者が 1,000 名以上の有価証券の発行者 (株券、有価証券信託受益権証券で受託有価証券が株券であるもの及び外国預託証券で株券に係る権利を表示するものに限る。) ※除外 ① 発行者の資本金の額が当該事業年度の末日において 5 億円未満である場合。 ② 当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数（300 名）に満たない場合。 ③ 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。

(2) 四半期報告書の不提出

当社は、四半期報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期第 3 四半期報告書を、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する期限まで（四半期期間経過後 45 日以内）に提出しなかった。

※ 四半期報告書の提出義務を負う者（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）

法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する有価証券の発行者のうち、次に該当する有価証券の発行者（法施行令第 4 条の 2 の 10）

① 株券
② 優先出資証券
③ 法第 2 条第 17 号に掲げる有価証券（外国又は外国の者が発行する有価証券）で、 ①又は②の性質を有するもの
④ 有価証券信託受益証券で、受益有価証券が①～③に掲げる有価証券であるもの
⑤ 法第 2 条第 20 号に掲げる有価証券（預託証券）で、①～③に掲げる権利を表示するもの

5 課徴金額

3, 999 万 9, 999 円

課徴金額の内訳

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 第 X1 期第 3 四半期報告書 | 1, 333 万 3, 333 円 |
| ② 第 X1 期有価証券報告書 | 2, 666 万 6, 666 円 |

V 開示検査の結果行われた自発的訂正

証券取引等監視委員会では、開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告を行っているが、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。以下は、自発的訂正が行われた最近の主な検査事案である。

1 A社（大証一部・名証一部上場、業種：繊維製品）

A社の連結子会社（B社）は、取引先（C社）から架空のコンサルティング業務を受託したこととして、架空売上の計上を行った。当該架空売上の代金回収のため、B社は、C社が行う事業の共同事業者としてC社に対して出資を行う際に、架空売上相当額を水増しして支払い、これを補填した。

その結果、A社において、売上が過大に計上され、当期純利益の過大計上等が認められた。

証券監視委の指摘に対し、A社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

2 D社（名証セントレックス上場、業種：サービス業）

D社は、土地の購入等に関するコンサルティング契約に基づいてE社から受領する業務報酬を売上計上するため、業務報酬の支払いについて両社間の合意が実体上成立していなかったにもかかわらず、「業務報酬に関する合意書」の締結日をバックデートさせて締結するなどして不適正な売上計上を行ったものである。当該業務報酬に係る売上債権については、その後も一切回収されないまま、翌期に全額貸倒引当て処理がなされた。

その結果、D社において、売上が過大に計上され、当期純利益の過大計上等が認められた。

証券監視委の指摘に対し、D社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

3 I社（大証ジャスダック上場、業種：その他製品）

I社は、J社に対するLED表示機販売に係る売掛金について、一部回収が滞り、長期滞留化したことから、当該LED表示機を買い戻すこととした。その際、K社から別製品を購入したように装い、かつ、当該購入金額をJ社への長期滞留債権額とほぼ同額に設定することで、J社の支払い原資を補填したものである。

当該取引については、I社はJ社から代物弁済を受けたと認識すべきものであり、

代物弁済後の売掛金の回収不足残高について貸倒損失を計上して損失処理すべきものであった。

その結果、I社において、貸倒損失の過少計上が認められた。

証券監視委の指摘に対し、I社は、当該取引を返品処理として、売上高を訂正（売上の取消し）するとともに、返品後のLED表示機の評価損を計上する訂正を行った。

4 L社（大証ジャスダック上場、業種：サービス）

L社は、M社等が総株主の議決権の10%以上を保有する大株主となったことを認識していたにもかかわらず、開示書類における「大株主の状況」について適切に記載せず、また、L社とM社等の間で取引関係があったにもかかわらず、その旨関連当事者取引の注記を行わなかったものである。

証券監視委の指摘に対し、L社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

VI 参考資料（課徴金制度について）

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。

このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年 4 月から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度が導入された。

1 金融商品取引法における課徴金制度の沿革

平成 16 年法律第 97 号により証券取引法が改正され、課徴金制度が導入された。課徴金制度の沿革は以下のとおりである。

(1) 平成 16 年法律第 97 号による証券取引法の改正より（平成 17 年 4 月 1 日から施行）

それまでの刑事罰に加え、課徴金制度が導入され、以下の行為が課徴金の対象となった。

「発行開示書類等の虚偽記載」

「風説の流布・偽計」

「現実売買による相場操縦」

「内部者取引（インサイダー取引）」

(2) 平成 17 年法律第 76 号による証券取引法の改正（平成 17 年 12 月 1 日から施行）
「継続開示書類の虚偽記載」が新たに課徴金の対象となった。

(3) 平成 18 年法律第 65 号による金融商品取引法への改組（平成 19 年 9 月 30 日から施行）

四半期報告制度が導入され、「継続開示書類の虚偽記載」の対象に四半期報告書が追加された。

(4) 平成 20 年法律第 65 号による金融商品取引法の改正（平成 20 年 12 月 12 日から施行）

「発行開示書類等の虚偽記載」及び「継続開示書類の虚偽記載」については、課徴金額の水準が引き上げられ、違反行為の対象には「重要な事項につき虚偽の記載がある場合」に加え「記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合」が追加された。さらに、継続開示書類の虚偽記載については、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべき臨時報告書を提出しない場合」が課徴金の対象となった。

「風説の流布・偽計」「現実売買による相場操縦」「内部者取引（インサイダー取引）」については、課徴金額の水準が引き上げられ、それぞれに金融商品取引業者等が顧客等の計算において取引をした場合の課徴金規定が追加された。

また、以下の行為が新たに課徴金の対象となった。

- 「発行開示書類の不提出等」
- 「継続開示書類の不提出」
- 「公開買付開始公告実施義務違反」
- 「公開買付開始公告の虚偽表示等」
- 「大量保有・変更報告書の不提出」
- 「大量保有・変更報告書の虚偽記載等」
- 「特定証券情報の不提供等」
- 「特定証券等情報の虚偽等」
- 「発行者等情報の虚偽等」
- 「仮装・馴合売買」
- 「違法な安定操作取引」

このほか、課徴金の減算措置（法第 185 条の 7 第 12 項）及び加算措置（法第 185 条の 7 第 13 項）が導入された。また、課徴金に係る審判手続開始決定の除斥期間が 3 年から 5 年に延長された（法第 178 条第 3 項から第 27 項）。

2 課徴金額の算定方法等

開示規制違反等に対する課徴金額の算定方法等は以下のとおりである。

(1) 届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金（法第 172 条）

（課徴金の対象となる者）

- ① 届出を必要とする有価証券の募集等について、届出が受理されていないのに募集等をした者（第 1 項）
 - ※ 「募集等」とは募集、自己所有の有価証券の売出し、自己所有の有価証券の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は自己所有の有価証券の特定投資家等取得有価証券一般勧誘をいう。
- ② 届出の効力が発生する前に募集又は売出しにより有価証券を取得させた発行者、または自己の所有する有価証券を売り付けた者（第 2 項）
- ③ 目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた者（第 3 項）
- ④ 発行登録追補書類の提出前に募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた者（第 4 項）

(課徴金額の算定方法)

募集・売出し総額×2.25% (有価証券が株券等の場合は4.5%)

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(2) 虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金 (法第172条の2)

(課徴金の対象となる者)

① 虚偽記載等のある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者 (第1項)
※ 「虚偽記載等」とは、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることをいう。以下において同じ。

② 虚偽記載等のある発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等があることを知りながら、その提出に関与し、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者 (第2項)

※ 「役員等」とは、当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下において同じ。

③ 虚偽記載等のある目論見書を使用した売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた発行者 (第4項)

④ 虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者 (第5項)

⑤ 発行開示訂正書類を提出しなければならない場合において、発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者 (第6項)

(課徴金額の算定方法)

募集・売出し総額×2.25% (有価証券が株券等の場合は4.5%)

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(3) 有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金 (法第172条の3)

(課徴金の対象となる者)

① 有価証券報告書の提出義務がありながら有価証券報告書を提出しない発行者 (第1項)

- ② 四半期報告書又は半期報告書の提出義務がありながら四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者（第2項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第1条の2第1項）は、400万円

②の課徴金額

提出すべきであった四半期報告書又は半期報告書に係る期間の属する事業年度等の直前事業年度等における監査報酬額の2分の1に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度等がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第1条の2第2項）は、200万円

- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金（法第172条の4）

（課徴金の対象となる者）

① 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した発行者（第1項）

※ 「有価証券報告書等」とは、有価証券報告書及びその添付書類又はそれらの訂正報告書をいう。

② 虚偽記載等のある四半期・半期・臨時報告書等を提出した発行者（第2項）

※ 「四半期・半期・臨時報告書等」とは、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又はそれらの訂正報告書をいう。

③ 臨時報告書のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者（第3項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の6又は600万円のいずれか高い額。

※ 「算定基準有価証券」とは、株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下において同じ。

②及び③の課徴金額

①で算定した額の2分の1に相当する額。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金（法第 172 条の 5）

（課徴金の対象となる者）

- ① 公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした発行者以外の者

※ 「株券等」とは、法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。第 172 条の 6 において同じ。「買付け等」とは、法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。

- ② 公開買付けによって上場株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで上場株券等の買付け等をした発行者

※ 「上場株券等」とは、法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等をいう。第 172 条の 6 において同じ。「買付け等」とは、法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。

（課徴金額の算定方法）

当該公開買付開始公告を行わないでした株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の買付け総額×25%

(6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金（法第 172 条の 6）

（課徴金の対象となる者）

- ① 虚偽表示等のある公開買付開始公告等を行った者又は虚偽記載等のある公開買付届出書等を提出した者（第 1 項）

※ 「虚偽表示等」とは、重要な事項につき虚偽の表示があり、又は記載すべき重要な事項の表示が欠けていることをいう。「公開買付開始公告等」とは、公開買付開始公告又は公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。「公開買付届出書等」とは、公開買付届出書、その訂正届出書、対質問回答報告書又はその訂正報告書をいう。

- ② 公開買付訂正届出書等の提出義務がありながら、提出しない者（第 2 項）

※ 「公開買付訂正届出書等」とは、公開買付届出書、訂正届出書、対質問回答報告書又は訂正報告書をいう。

（課徴金額の算定方法）

公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の最終の価格に、当該公開買

付けにより買付け等をした数量を乗じて得た額×25%

(7) 大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金（法第172条の7）

（課徴金の対象となる者）

大量保有報告書等の提出義務がありながら大量保有報告書等を提出しない者

※ 「大量保有報告書等」とは、大量保有報告書及び変更報告書をいう。以下において同じ。

（課徴金額の算定方法）

提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における最終の価格に、当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

(8) 虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金（法第172条の8）

（課徴金の対象となる者）

虚偽記載等のある大量保有報告書等を提出した者

（課徴金額の算定方法）

大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該大量保有報告書等の提出日の翌日における最終の価格に当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金（法第172条の9）

（課徴金の対象となる者）

有価証券の発行者が特定証券情報を提供又は公表していないのに特定勧誘等をした者

※ 「特定勧誘等」とは、法第27条の31に規定する特定取得勧誘及び特定売付け勧誘等をいう。以下において同じ。特定売付け勧誘等をした者については、自己の所有する有価証券に関して特定売付け勧誘をした者に限る。

（課徴金額の算定方法）

特定勧誘等により取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証

券が株券等の場合は 4.5%)

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(10) 虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金（法第 172 条の 10）

（課徴金の対象となる者）

① 虚偽等のある特定証券等情報を提供等し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等より有価証券等を取得等させた発行者（第 1 項）

※ 「虚偽等」とは、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けているものをいう。以下において同じ。
「提供等」とは、提供又は公表をいう。以下において同じ。

② 虚偽等のある特定証券等情報を提供等した発行者の役員等であって、虚偽等があることを知りながら当該特定証券等の提供等に関与し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等によって自己が所有する有価証券を売り付けた者（第 2 項）

（課徴金額の算定方法）

特定勧誘等によって取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は 4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(11) 虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金（法第 172 条の 11）

（課徴金の対象となる者）

虚偽等のある発行者等情報を提供等した発行者

（課徴金額の算定方法）

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の 10 万分の 6 又は 600 万円のいずれか高い額。

上記(1)から(11)によって算定された課徴金額が 1 万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。（法第 176 条第 1 項）

算定された課徴金額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（法第 176 条第 2 項）

課徴金の対象となる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅した

ときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなす。(法第 176 条第 4 項)

課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合において、法第 185 条の 7 第 2 項から第 11 項に定める課徴金額の調整が行われる。このうち、同一の記載対象事業年度において、複数の継続開示書類に虚偽記載等があり、それらに関して課徴金納付命令の決定をしなければならない場合(第 6 項)について例示する。

虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の①②の額と比較する。

- ① 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
- ② 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

①②のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

3 課徴金の減算措置

自主的なコンプライアンス体制の構築の促進及び再発防止の観点から、課徴金の対象となる違反行為のうち、

- ① 発行開示書類の虚偽記載等(第 172 条の 2 第 1 項)
- ② 継続開示書類の虚偽記載等(第 172 条の 4 第 1 項又は第 2 項)
- ③ 大量保有・変更報告書の不提出(第 172 条の 7)
- ④ 特定証券等情報の虚偽等(第 172 条の 10 第 1 項)
- ⑤ 発行者等情報の虚偽等(第 172 条の 11 第 1 項)
- ⑥ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引(第 175 条第 9 項のうち、自己株式の取得に係るもの)

について、証券取引等監視委員会又は金融庁若しくは各財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局による検査又は報告の徴取が開始される前に、証券取引等監視委員会に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が、金融商品取引法の規定に基づいて算出した額の半額に減軽される。(法第 185 条の 7 第 12 項)

課徴金の減額の報告に係る手続は、証券取引等監視委員会のウェブサイトを参照されたい。(URL : <http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>)

4 課徴金の加算措置

過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けた者が、再度違反行為を繰り返した場合、課せられる課徴金額が 1.5 倍となる。(法第 185 条の 7 第 13 項)